

うつ病患者の自殺予防介入モデル事業【石川県】

(実施主体) 石川県

(基金事業メニュー) 対面型相談事業

(実施期間) 平成 23 年度～24 年度

(実績額) 平成 23 年度 6,330 千円

【事業の背景・必要性・目的】

自殺の背景には様々な「危機要因」があり、自殺者が自殺時に抱えていた「危機要因」は一人あたり平均4つあると言われている。なかでも自殺への危機連鎖度の最も高いのはうつ病であり、自殺に至る過程で、平均して3つの「危機要因」が連鎖し、うつ病に罹患している。そのため、うつ病の治療という医療的な介入だけでなく、病気の背景となっている生活問題に対し、包括的なアプローチが求められている。

重層的な生活問題を抱える精神科に通院中のうつ病患者に対し、家庭環境や職場環境などへの対応、経済問題、多重債務などへの支援、就労・復職支援など包括的な相談支援を行うとともに、有効な介入方法を明らかにし、精神科医療機関におけるうつ病患者への相談支援体制を整備することを目的とした。

【事業の内容】

(1) 介入モデル医療機関

ア 相談支援

精神科医療機関に通院するうつ病等の患者に対し、主治医等が診察・問診で自殺の危機要因を聞き取り、危機要因の有無を判断し、精神保健福祉士等が、対象者と面接し、生活上の諸問題について整理するとともに、相談員と協働して、関係機関と連携・調整を行い、生活問題の解決に向けて相談支援を行う。また、必要に応じて当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援状況の把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行う。

イ 相談員の配置

事業委託医療機関1か所あたり、相談員を1名配置する。相談員は、精神保健福祉士等の資格を有する者、またはこれと同等に相談等業務を行うことができる者とする。

相談員は、関係機関への連絡調整や対象者の相談に同行し、対象者が関係機関に相談しやすい環境を整える。

(2) 検討委員会及び介入事例検討会の開催

ア うつ病患者の自殺予防介入モデル事業検討委員会

健康福祉部障害保健福祉課は、事業の円滑な実施及び事業の分析・評価等を行うため、うつ病患者の自殺予防介入モデル事業検討委員会を開催する。委員会の参集者は、医療・保健・福祉等の関係機関とする。

イ 介入事例検討会の開催

健康福祉部障害保健福祉課は、介入事例の検討・チェックリスト等の評価を行うため、介入事例検討会を開催する。介入事例検討会の参集者は、事業委託機関の事業担当者等とする。

適切な精神科医療を受けられるようにする

〔事業実施に当たっての運営体制等〕

精神科医療機関のうち、外来患者数が多い病院 3 か所と精神保健福祉士が配置されている精神科診療所 1 か所に委託して実施。検討委員会および事例検討会は、石川県が委託先医療機関等の協力を得て開催。

〔事業の成果、工夫をした点、その他特筆すべき点〕

悩みの問診票を作成し、外来受診時などに問診票を用いて、危機要因の聞き取りを行った。必要に応じて、精神保健福祉士が面接、問題を整理し、相談員が家庭訪問や関係機関に同行するなどの支援を行った。平成 23 年 9 月～12 月で、悩みの問診を 143 人に行い、精神保健福祉士が面接を行ったのが、43 件、相談員が同行支援したのが、17 件となっている。

(問合せ先) 石川県健康福祉部障害保健福祉課
TEL:076-225-1427
E-mail:t-iwao@pref.ishikawa.lg.jp